

令和 2 年度

第 2 回宝塚市都市計画審議会議事録

日時 : 令和 2 年 (2 0 2 0 年) 1 0 月 1 4 日 (水)

午前 1 0 時から 1 2 時まで

場所 : 宝塚市役所 (3 階) 3 - 3 会議室

宝塚市都市計画審議会

1 審議会要旨

(1) 開催日時 令和2年(2020年)10月14日(水)午前10時から12時まで

(2) 開催場所 宝塚市役所(3階)3-3会議室

(3) 出席委員等

本日の出席委員は、20人中15人で、次のとおり。

島田委員、石倉委員、梶川委員、江原委員、西井委員、秋山委員、横山委員、林委員、山本委員、田中(大)委員、正置委員(岡本委員代理人)、澤木委員、関口委員、中澤委員、外山委員である。

定足数である委員の2分の1以上の出席があったので、宝塚市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき会議は成立した。

宝塚市都市計画審議会の運営に関する規程第5条第1項の規定に基づき、本日の議題に係る会議は公開であることを確認した。

(4) 会議の内容

ア 西井会長は、議事録署名委員として、2番石倉委員及び4番梶川委員を指名した。

イ 次の議題について審議を行った。

議題第1号 阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直しについて(事前説明)

議題第2号 宝塚市都市計画マスタープラン及び宝塚市立地適正化計画の骨子(案)について(意見聴取)

2 会議要旨

(1) 議題第1号

【議題第1号「阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直しについて」】

市

議題第1号 「阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直しについて」、ご説明いたします。都市計画課の村田です。よろしくお願いいたします。

昨年度の令和元年度第1回都市計画審議会の議題1でご説明しました「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針」に基づき、「阪神地域都市計画区域マスタープラン等」の素案を県の方で策定しましたので、ご説明させていただきます。

事前説明となりますので、よろしくお願いいたします。

前の画面で、ご説明させていただきます。

(阪神地域都市計画区域マスタープラン等とは)

都市計画区域マスタープラン等とは、社会情勢の変化等に対応し、県がおおむね5年ごとに見直しを行っている都市計画になります。

「都市計画区域マスタープラン」、「区域区分」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」になります。

宝塚市におきましては、これらの都市計画の阪神間都市計画に含まれるものになります。

それぞれの都市計画についてですが、

まず、「都市計画区域マスタープラン」につきましては、都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域の整備、開発整備の方針」として、中長期的視点に立った地域の将来像及び実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものにな

ります。

この後議題2でご説明します、市の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の上位計画に当たるものになります。

次に、「区域区分」につきましては、都市計画法第7条に基づく「市街化区域と市街化調整区域との区分」になります。

無秩序な市街地の拡大抑制及び計画的な市街地の誘導を図るものです。

今回、宝塚市におきましては変更箇所がありませんので、説明は割愛させていただきます。

次に、「都市再開発の方針」につきましては、都市再開発法第2条の3に基づく方針で、市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るものです。

次に、「住宅市街地の開発整備の方針」につきましては、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項に基づく方針で、都市計画区域において住宅及び住宅地の供給の促進を図るものです。

次に、「防災街区整備方針」につきましては、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項に基づく方針で、市街化区域の密集市街地内の各街区を防災街区として整備をはかるものです。

宝塚市には該当地区がありませんので、説明は割愛させていただきます。

(阪神地域都市計画区域マスタープラン(素案))

それでは、阪神地域都市計画区域マスタープランの素案についてご説明させていただきます。

まず、「基本的事項」ですが、

役割としまして、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な方向性を示すことと、市町の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の上位計画であることとしています。

対象区域につきましては、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、及び猪名川町の7市1町で構成する都市計画区域となります。

目標年次につきましては、「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22年(2040年)の都市を展望しつつ、令和7年(2025年)としています。

次に、「都市計画の目標」ですが、

まず、「都市計画の基本的な視点」として、「本県の将来像」と「まちづくりの基本方針」を掲げております。

「本県の将来像」では、「21世紀兵庫長期ビジョン」、「兵庫2030年の展望」、「兵庫県地域創生戦略」の県の計画を掲げております。

また、「まちづくりの基本方針」では、「安全・安心」、「環境との共生」、「魅力と活力」、「自立と連携」を掲げております。

次に、「都市計画に関する現状と課題」としまして、「人口減少・超高齢化の進行」、「防災対策の必要性の増大」、「都市の維持管理コストの増大」、「地球環境への配慮」、「産業構造の変化」、「地域の主体性の高まり」を掲げております。

次に「都市づくりの基本理念」ですが、「安全安心な都市空間の創出」として、「総合的な防災・減災対策の強化」と「全員活躍社会の推進」を掲げております。

また、「地域主導による都市づくり」として、「エリアマネジメントの促進」、「地域資源を生かした都市の活性化」、「民間投資の誘導」、「情報ネットワーク等の活用」を掲げております。

さらに、「持続可能な都市構造の形成」として、「地域連携型都市構造の実現」を掲げております。

地域連携型都市構造につきましては、画面にイメージ図を映しております。

議題書では【1-22頁】に記載しています。

各都市機能集積地区の特色を生かした都市機能の分担と地区間のネットワーク化を示しております。

次に、画面に映しておりますのが、阪神間の都市構造になります。

議題書では【1-51頁】に記載しています。

宝塚市では、JR・阪急宝塚駅周辺が地域都市機能集積地区として位置付けられております。

「商業・業務、医療、金融等の都市機能の充実に加え、特色ある芸術・文化の都市機能の集積を図る」としています。

次に「阪神地域の都市計画の目標等」ですが、

まず、「将来の都市像」として、「阪神地域の目指すべき都市構造」を示しております。

「民間投資の積極的な活用等による都市機能の強化や広域的な連携による国際競争力の強化」、「利便性の高い公共交通ネットワークを生かした隣接する都市機能集積地区間での都市機能の相互補完」、「市街地エリアは、利便性の高い駅周辺での人口維持、都市農地の保全・活用、災害リスクを勘案して市街化を抑制」、「市街地以外のエリアは、地域主導による集落の機能維持や地域活性化を促進、都市機能集積地区等との連携を確保」を掲げております。

次に、「主要な都市計画の決定方針」ですが、

まず、「地域連携型都市構造化に関する方針」では、「都市機能集積地区の特性を生かした都市機能の充実」、「現在の市街地を中心とした都市機能の利用圏人口の維持」、「都市機能集積地区の機能連携の強化」などを掲げております。

次に、「土地利用の方針」ですが、「京阪神地域の良好な住宅地として都市の競争力を強化」、「既成市街地を中心とした都市機能の誘導」、「都市農地の保全・活用」、「オールドニュータウン等の住宅地の再生」、「大規模集客施設の適正な

立地誘導」、「優良な農地との健全な調和」などを掲げております。

次に、「都市施設等に関する方針」ですが、「都市基盤施設の整備を計画的・効率的に推進」、「長期未着手となっている都市計画公園等の適切な見直し」、「学校、公民館、病院等の立地は、需要が高いと見込まれる地区を基本とする」ことなどを掲げております。

次に、「市街地整備に関する方針」ですが、「規制の緩和や各種支援制度の活用による民間投資を適切に誘導し、都市の競争力の強化」などを掲げております。

次に、「防災に関する方針」ですが、「防災拠点の整備とネットワークの形成」、「都市の耐震化・不燃化等」、「発生頻度を踏まえた津波・高潮対策」、「水害・土砂災害等に強い地域づくり」を掲げております。

次に、「景観形成に関する方針」ですが、「地区ごとの特性に応じた住民が誇りと愛着の持てる個性ある景観の形成・保全」などを掲げております。

次に、「地域の活性化に関する方針」ですが、「宝塚大劇場等による芸術文化を通じた国内外の交流を促進」などを掲げております。

阪神地域都市計画区域マスタープランの素案は以上になります。

続きまして、阪神間都市計画区域都市再開発の方針の素案の説明に移らせていただきます。

（阪神間都市計画 都市再開発の方針（素案））

まず、「基本的事項」として、「都市計画法第7条の2第1項及び都市再開発法第2条の3第1項の規定に基づき、阪神間都市計画区域の市街地化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序を図る」としており、「計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針」と「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要」を定めるとしております。

次に、本方針に位置付ける地域等ですが、「土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災機能の改善等について整備課題を抱えている既成市街地等を、「計画的な再開発が必要な市街地」とします。

また、「計画的な再開発が必要な市街地のうち、土地利用の状況等から判断して整備が急がれる地域を、「特に整備課題の集中が見られる地域」とします。

さらに、「計画的な再開発が必要な市街地のうち、重点的に市街地の整備を推進する地区を、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として位置付けるとしています。

阪神間におけるこれらの地区等つきましては、議題書【1 - 101頁】に示しております。

画面には宝塚市の市街地を抜粋したものを映しております。

アルファベットのFで採番されたところが、宝塚市の地区等になります。

「計画的な再開発が必要な市街地」は、旧市街地を基本とした青の斜線でハッチングされたところになりまして、F-1からF-4で採番されたところになります。

「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区」は、赤で着色されたところになりまして、F-1-1からF-4-2で採番されたところになります。

「特に整備課題の集中が見られる地域」は、黄色で着色されたところになりまして、採番はされておられません。

それでは、各地区等を順に説明していきます。

まず、「F-1 宝塚市中心市街地周辺」ですが、画面の青で着色されたところになります。

本地区の「再開発の目標」では、「宝塚市の中心市街地としての商業業務機能の向上」などを掲げておりまして、また、「土地利用や都市機能等に関する方針」では、「観光プロムナードを軸とする魅力的な都市計画の形成を目指す」ことなどを掲げております。

青い着色の中、黄色で着色されているところが、「特に整備課題の集中が見られる地域」として「宝塚市中心市街地地区」と「安倉西地区」を位置付けています。

また、青い着色の中、赤色で着色されているところが、「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区」として、「F-1-1 市役所周辺地区」を位置付けています。

こちらの地区では「地区整備の主たる目標」として、「公共施設等の整備」、「都市基盤施設の整備」、「居住環境の整備」を掲げております。

次に、「F-2 売布周辺」ですが、画面の青で着色されたところになります。

本地区の「再開発の目標」では、「歴史的資源を生かした個性的な都市空間の保全、形成」などを掲げており、「土地利用や都市機能等に関する方針」では、「清荒神、売布神社、中山寺及び小浜地区の歴史的な街並みの保全を図るとともに、その周辺の住宅地においては、生活道路、公園等の都市基盤施設の整備を図る」ことなどを掲げております。

青い着色の中、黄色で着色されているところが、「特に整備課題の集中が見られる地域」として、「清荒神駅北地区」を位置付けています。

また、青い着色の中、赤色で着色されているところが、「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区」として、「F-2-1 安倉北地区」を位置付けています。

こちらの地区では、「地区整備の主たる目標」として、「利便性の高い住宅の供給促進」、「居住環境の整備」、「住環境と調和した農地の整備」、「都市基盤施設の整備」を掲げております。

次に、「F-3 小林周辺」ですが、画面の青で着色されたところになります。

本地区の「再開発の目標」では、「駅周辺の商業機能の向上」などを掲げており、「土地利用や都市機能等に関する方針」では、「狭小住宅については、区画道路、公園等都市基盤施設の整備に併せ住宅の中高層化等地域の更新を図る」ことなどを掲げております。

青い着色の中、黄色で着色されているところが、「特に整備課題の集中が見られる地域」として、「小林駅前地区」、「高松町周辺地区」、「仁川地区」を位置付

けています。

また、青い着色の中、赤色で着色されているところが、「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区」として、「F-3-1 仁川団地地区」を位置付けています。

こちらの地区では、「地区整備の主たる目標」として、「住宅団地の再生」、「都市基盤施設の整備」を掲げております。

次に、「F-4 山本周辺」ですが、画面の青で着色されたところになります。

本地区の「再開発の目標」では、「居住環境の向上」などを掲げており、「土地利用や都市機能等に関する方針」では、「住宅地では、生活道路等の整備を図ることなどを掲げております。

青い着色の中、赤色で着色されているところが、「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区」として、「F-4-1 中筋 JR 南第 2 地区」と「F-4-2 中筋 JR 南・西地区」を位置付けています。

「F-4-1 中筋 JR 南第 2 地区」では、「地区整備の主たる目標」として、「利便性の高い住宅の供給促進」、「居住環境の整備」、「都市基盤施設の整備」を掲げております。

「F-4-2 中筋 JR 南・西地区」では、「地区整備の主たる目標」として、「利便性の高い住宅の供給促進」、「居住環境の整備」、「都市基盤施設の整備」を掲げております。

今回の都市再開発の方針の見直しによる宝塚市の地区等の変更につきましては、武庫川町地区が変更しています。

文化芸術センターを含む武庫川町地区の整備が完了したことに伴い、当該地区の位置づけを取りやめております。

それ以外の変更はありません。

阪神間都市計画都市再開発の方針の素案は以上になります。

続きまして、阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の素案の説明に移らせていただきます。

(阪神間都市計画 住宅市街地の開発整備の方針 (素案))

まず、「基本的事項」として、「都市計画法第 7 条の 2 第 1 項及び大都地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 4 条第 1 項の規定に基づき、阪神間都市計画区域において住宅及び住宅地の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備にかかる事項を定める」としており、「住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅市街地の整備又は開発の方針」と「一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区及び当該地区の整備及び開発の計画の概要」を定めるとしております。

本方針では、「兵庫県住生活基本計画」に定める重点供給地域のうち、市街地開発事業等の面的整備事業の実施等により、良好な住宅市街地として計画的に開発整備すべき地区を「重点地区」に位置付ける」としております。

阪神間における「重点地区」につきましては、議題書【1 - 1 1 1 頁】に示しております。

画面には宝塚市の市街地を抜粋したものを映しております。

「重点地区」は、赤で着色したところになりまして、F-1、F-2で採番されております。

まず、「F-1 宝塚山手台地区」ですが、画面の赤で着色したところになります。

「地区整備又は開発の目標」として、「長尾山地の景観と調和のとれた良好な住宅市街地の開発」を掲げております。

次に、「F-2 仁川団地地区」ですが、画面の赤で着色したところになります。

「地区整備又は開発の目標」として、「周辺の低層戸建住宅と調和した良好な住宅市街地の整備」を掲げております。

今回の住宅市街地の開発整備の方針の見直しによる宝塚市の地区等の変更につきましては、ありません。

阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の素案は以上になります。

続きまして、阪神地域都市計画区域マスタープラン等の素案について、閲覧を行っておりますので、ご報告します。

(素案の閲覧結果)

議題書では【1-119頁】になります。

7月1日から8月1日までの間、県内で閲覧を行っております。宝塚市も閲覧場所となっております。宝塚市の閲覧者及び意見書の提出はございませんでした。

また、8月1日には公聴会も開催されましたが、宝塚市に関する内容はございませんでした。

(見直し手続きのスケジュール)

最後に、今後のスケジュールについてご説明します。

議題書では【1-120頁】になります。

県から提示されたスケジュールを基に、現時点における当審議会のスケジュールを掲げています。

本年の12月に県が案を確定させ、令和3年の1月に、市に対して意見聴取を行います。その意見聴取に対し、本市としての意見を回答するにあたり、当審議会に諮問させていただく予定です。

以上で、議題第1号「阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直しについて」の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

質疑応答

会長

ありがとうございました。
それでは、議題第1号「阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直しについて」の説明が終わりました。
事前説明ですので、皆様の疑問点やご質問等がありましたら、発言をお願いします。

委員

宝塚市の北部地域の住民が生活に必要なものを購入する際は、宝塚市の中心街に来るよりも、近隣の方が非常に便利ということで神戸や三田へ行かれています。ですが、そうすると市同士の関係の中で交通網等をどのように整備していくのかということは、個別の市では対応できないような問題を含んでいます。
そのことについて、兵庫県としてはどのような対応をしているのか、県の職員の方に教えて頂きたい。

会長

阪神地域都市計画区域マスタープラン（以下「区域マスタープラン」という）との関係から言いますと、【1-2 1頁】の「持続可能な都市構造の形成」の「地域連携型都市構造の実現」という表題で、宝塚市だけでなく周辺の市域を含めた地域連携型の都市構造をつくっていくということが、地域の人々の生活パターンや将来との関係で実現すべき課題になっているという位置づけがされています。
県の職員の方がいらっしゃるのので、こういった問いかけに対する県の立場を少しご紹介していただければありがたいと思います。

委員

県の宝塚土木事務所です。私は直接、道路を管理している立場ではないので具体的な計画について存じ上げておりません。
県の計画につきましては、例えば医療機関を連携するような道路、加古川であれば東播南北道で医療センターを結ぶ道路というような幹線道路の整備を重点的に進めております。
地域であれば連携軸を決めてその中で地域間連携の太いところを順次整備しているというように認識しておりますが、具体的なことにつきましては、申し訳ないのですが、私ではわかりません。

会長

このような議論は宝塚市の方からも地域の要望として掲げてらっしゃると思います。例えば【1-2 2頁】に「地域連携型都市構造のイメージ」がありますが、これはどういった連携構造をイメージしているかを表しています。こういった連携構造について、宝塚市と伊丹市や川西市などの周辺や、阪神地域から離れた少し広域な連携も実際の人々の活動の部分ではありますが、ご質問について、宝塚市としてはどのような対応になっているか、事務局からもご説明いただければと思います。

市

会長のご説明があったとおり、【1-2 2頁】に「持続可能な地域連携型都市構造の実現」を方針として掲げています。
【1-3 7頁】の「主な都市計画の決定方針」の中の【1-3 8頁】にある「(イ)地域内連携軸」という項目で、阪神地域内の生活利便性の向上を図るため地域内の移動を支える交通ネットワークとして、広域連携に加え、鉄道、国道、県道等からなる地域内連携軸を形成し、広域連携軸へのアクセスや地域都市機能集積地区と生活都市機能集積地区との連携を強化すると、県の区域マスタープランでは掲げてい

ます。

これを受けて宝塚市も次に説明する宝塚市都市計画マスタープランでネットワークとして連携していきたいと考えています。

委員

北部地域と近隣市の連携を強化することに県がリーダーシップをとっていくということが府県を存続させていく意味であると思います。

市では対応できない問題があるから広域地方公共団体である県の存在価値が出てくるのではないかと思います。ぜひ県の方には頑張っていたきたいと思っています。

会長

他にご意見やご質問はございませんか。

委員

先ほど北部地域の件が出ていましたが、この区域マスタープランを見ていると住宅地区と人口の件を中心に書かれているという印象を受けました。

それぞれの地域の課題点もありましたが、まず、宝塚市の人口は阪神間の近隣市に比べて人口の減少がまじだと思えます。宝塚市の比率は何パーセントで、他市と比べるとどのような感じですか。

市

議題書【1-26頁】の中ほどにある表2「市町別人口推移と将来見通し」の部分で阪神間の7市1町を比べています。

可もなく不可もなくという感じです。一方では【1-27頁】の右上の表3「市町別65歳以上人口比率推移と将来見通し」という部分で令和27年の推移をみると宝塚市は近隣市に比べて高齢化が目立つ数値が出ております。

委員

宝塚市は北部地域と南部地域があり、北部地域が3分の2を占めています。市域全体が、102km²弱であれば、南部地域は26km²程度かと思うのですが、南部地域の人口はどのくらいですか。

会長

宝塚市の話でしたら次の議題第2号の宝塚市都市計画マスタープランで扱います。

議題第1号は阪神地域の都市計画ですので、もし、ご質問の内容が宝塚市限定であれば議題第2号でご質問をお願いします。

委員

阪神地域と比べてということでしたら、兵庫県の中で他市と比べて、宝塚市の観光文化について市はどのように考えているのでしょうか。

市

観光の分野について、阪神間の中でどのように考えていくかということにつきましては、本計画は都市基盤が基本になっている計画です。観光の盛り上げ方や、既存の産業の維持について、行政としてどのように考えていくのかと言う事は、大変申し訳ないのですが、産業文化の方で別途計画しているという状況です。

会長

インフラ整備以外の所をカバーできているかということについては、もう少し上位の基本計画をベースとして考えられている立場だということをご理解いただければと思います。

インフラ整備といっても、都市構造を形成する上でどのような都市機能を集積さ

せ強化していくのかと言う事は関係しています。それが結果的に地域の活性化につながります。

宝塚市の場合は、観光や文化交流といった形で活性化の維持や発展をさせていく地域でもあるので、どのように考えているかということは宝塚市都市計画マスタープランの中でも提案をしているということです。

阪神地域という意味では市街地形成など以外に、【1-46頁】から(5)が防災、(6)が景観形成という形になっており、最後の【1-48頁】の(7)に「地域の活性化に関する方針」という話があります。

こういったところに観光や文化活動に係る地域を活性化する手立てを考える方針が打ち出されています。

委員 【1-14頁】の下から【1-15頁】にかけて「防災減災への更なる対策」ということで長い文章がありますが、兵庫県が定めた中の浸水対策被害について、津波も含めて当初の想定より浸水区域が広がっている事と、土砂災害の警戒区域であるレッドゾーンがすごく増えたということがこの数年であったと思います。

これはすべて各自治体ではなく兵庫県の方で指定をしたと思います。その辺の部分の見直しは、見受けられないのですがどうなっていますか。

会長 【1-14頁】から【1-15頁】に関わることで、最新の検討が反映されているのかというご質問です。

市 土砂災害特別警戒区域であるレッドゾーンや、浸水想定区域の浸水イエローの区域については兵庫県が指定や公表をしております。

県の都市計画課がその事実を全く知らないと言う事ではございませんので、意識をして書いているとは思いますが、区域マスタープランの書き方が薄いと言う事につきましては、ご確認させていただき次の諮問の時にはお答えできるようにしたいと思います。

市 書き方が薄い等のお話はあるかと思いますが、記述はさせていただいているということだけご説明させていただきたいと思います。

【1-15頁】の中ほどですが、レッドゾーンにつきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律云々と書いており、土砂災害の警戒区域の指定を行いおおむね完了したということで、レッドゾーンを指定したという事を示しています。また、水防法のことをその下に書いてあります。

本来浸水想定区域は100年に一度の雨が降った場合どのような危険があるかと言う事を示していました。

しかし、水防法が改正され、想定しうる最大の降雨、これは1000年に一度の雨といわれております。その雨が降った時にどの程度の浸水をし、どのような危険が起こるかということのをすでに公開して記述している、というようにご理解をいただきたいと思います。

委員 行政らしい回答だと思います。関連するかどうかわかりませんが、【1-112頁】の「阪神間都市計画防災街区整備方針」について、防災街区という関連で見るとなぜか密集市街地の整備と言う事に限定して書かれています。それ以外の部分を見ても、都市住宅市街地の開発整備などそれぞれの具体的方針の中で、今おっしゃった

ようなレッドゾーンや浸水のことがなにも触れられていないので、全体的にどうなのかと感じ申し上げました。

そのあたりのことを兵庫県は認識しているわけですから、被害想定が増えていることは当然わかっていると思います。是非それを踏まえた表現をお願いいたします。

また、色々なところに関連している防災街区というのは、密集地だけでいいのかと言う事も私は思います。県の担当者に要望をお願いいたします。

また、【1-15頁】に都市基盤施設の整備と言う事で道路の関係がありますが、平成7年の阪神淡路大震災の後で、メインの2号線、43号線が様々な緊急車両輸送ルートとなりしたが、生活道路が一切ないため非常に困った生活を半年以上しました。

その時に兵庫県も自治体も、道路を主要道路としてバイパス機能をしっかりつくろうと考え、各近隣の市と阪神間で連携をして山手幹線の話が一つ出てきました。

これは一番海側の43号線、その次の2号線に替わる新たな阪神間のバイパスとして山手幹線という話が出てきました。

ある意味で山手幹線は尼崎まで抜けて大阪まで繋がるようになりましたが、宝塚は西宮から北に上がるためそこから少し離れています。

実は、県が言う山手幹線は、西宮から北側に上るところで、宝塚市にも山手幹線といわれる幹線を持っています。これは、宝塚市の復興の路線の一つになります。この件は、また具体的に違う所で申し上げます。

仁川の百合野で地滑りがあり、西宮側が夙川から西宮の上ヶ原を通過して宝塚に抜ける山手幹線という道路の整備を遅らせているというのが当時からの話で、すでに25年経っています。25年間全く動きがないことが気になります。

そういった部分の都市基盤と地域を結び、なおかつバイパス機能を持つ大事な動線が動いていないのはどうかと思います。現状を聞かせていただきたいです。

市 現状については、ただいま委員の方からご指摘のあった通りです。

宝塚で言いますと南北路線として右岸側に宝塚仁川線があり、代替性と言う事で山手幹線の必要性は認識していますが、西宮市域との調整が十分できていない中で、宝塚市においても連続性にまだ担保が取れない中、整備着手にかかるような段階にまだ至っていないという状態です。

会 長 先ほどのご質問との関連で、区域マスタープランの中で地域連携型の都市構造の中のネットワークの整備という部分の書きぶりを、現状やこれまでに課題となっている点、それに対してどのような形で見直しの方針を明らかにしているかという点だと思います。

このような意見が出ましたので、また諮問の際にどのような形でまとめられたかをご報告をしていただければと思います。

その他に、後半の宝塚に関係した市街地整備の部分や、計画的な再開発が必要な市街地の整備など、阪神地域の中の宝塚がどのように位置づけられているかについての記述に関して何かございませんか。

こちらの話は第2号案にも関係いたしますので、もしございましたらその時に触れていただいてもかまいません。

委員 説明の最後に閲覧者0人とありますがこれはこのようなものなののでしょうか。あるいはもう少し市民を啓発する活動をされる予定があるのでしょうか。

市 広く周知するという役割がございまして、現在は広報に縦覧をしていますという掲載と、ホームページでもお知らせをしています。
日常生活と密着していないのが大きな原因かと思えます。自分の問題でないと閲覧者0人となることが多い状況です。

会長 よろしいでしょうか、それでは議題1号の方の審議はこれで終了いたします。

(2) 議題第2号

【議題第2号「宝塚市都市計画マスタープラン及び宝塚市立地適正化計画の骨子(案)について」】

会長 次に第2号議案に移りますが、第2号議案は「宝塚市都市計画マスタープラン及び宝塚市立地適正化計画の骨子(案)について」です。こちらは意見聴取という形になっており、採決の必要はありません。事務局から説明をお願いして、その後、質疑に入りたいと思います。

市 それでは、「宝塚市都市計画マスタープラン及び宝塚市立地適正化計画の骨子(案)について」、ご説明いたします。

都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画の策定につきましては、昨年度に着手したところですが、庁内の連絡調整会、都市計画審議会の学識経験者による小員会等を経まして、両計画の基本的な方針や方向性等をまとめた骨子(案)を作成しました。

骨子(案)につきましては、今回の都市計画審議会を踏まえ、骨子として、住民説明会及びホームページで周知することを予定しております。

また、今後の計画の策定につきましては、骨子を基本として進めていく予定です。前の画面でご説明します。

▼ 【宝塚市都市計画マスタープラン骨子(案)について】

始めに、宝塚市都市計画マスタープラン骨子(案)から説明させていただきます。議題書では【2-5頁】から【2-40頁】のところになります。

まず、「改定の背景・目的」ですが、上位計画である第6次宝塚市総合計画の策定や都市計画区域マスタープランの見直しが令和2年度に行われる中、現行の都市計画マスタープランが、令和3年度に計画期間を満了します。

そのような状況の中、都市計画の担う役割や意義をより明確にするとともに、都市計画の総合的な理念や目標とこれを実現するための個別具体の都市計画の方針などを定めるとしてあります。

次に、都市計画マスタープランの「役割」ですが、「都市の将来像を示して、都市づくりに明確な目標を与える」「都市づくりの総合的な整備方針などを示して、長期

的な視点に立った独自の都市づくりを進めていく根拠とするとともに、個別具体的な都市計画などの指針とする」「市民、事業者、NPO など多様な主体に対して、都市づくりへの参加を促す」といった役割があります。

▼ 都市計画マスタープランの改定の流れ

次に、都市計画マスタープランの改定の流れについてご説明します。議題書では【2-62頁】にまとめて記載しているところになります。

「全国的な社会潮流・都市計画の潮流」を視野に入れつつ、「宝塚市の都市計画に関する近年の取組み」や「市民アンケート」から、「宝塚市の現況」を把握し、「都市づくりの課題」を設定しています。

また、上位計画である第6次宝塚市総合計画、本市の地勢や沿革、社会・経済・行政・歴史・文化などの現状、市民アンケートから確認できる宝塚市のイメージなども踏まえ、「めざす将来都市像」「めざす都市構造」を設定しています。

これらの課題と目標を踏まえまして、「都市づくりの方向」を設定し、これに即した具体的方針として、「都市づくりの方針」と「立地適正化計画」を設定しています。

これらの流れと各項目の基本的な内容につきましては、現行計画の内容を踏襲した上で時代の変化に対応したものとしております。

また、新たな取組としては、今回の改定に併せ、この後ご説明します立地適正化計画を策定することや、今年度5月に見直しが完了した20のまちづくり協議会の地域ごとのまちづくり計画との連携を考えております。

参考資料としまして、「全国的な社会潮流・都市計画の潮流」につきましては議題書【2-77、78頁】に、「宝塚市の都市計画に関する近年の取組み」につきましては議題書【2-79、80頁】に、市民アンケートについては議題書【2-81～158頁】に記載しておりますので、参考としていただけたらと思います。

次に、骨子(案)の構成になります。「都市計画マスタープランの概要」「宝塚市の現況と課題」「都市計画の目標」「都市づくりの方針」「施策の推進のために」の全5章で構成しています。

▼ 都市計画マスタープランの概要

それでは「都市計画マスタープランの概要」から説明させていただきます。骨子(案)では第1章、議題書では【2-7頁】からになります。

まず、「位置づけ」ですが、上位計画として、第6次宝塚市総合計画と議題1でご説明しました県が策定する阪神地域都市計画区域マスタープランがあり、これに即することになります。

また、この後ご説明します立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部として位置付けております。

さらに、「宝塚市人口ビジョン」や「宝塚市住宅マスタープラン」などの関連計画との整合を図ります。

「たからづか北部地域土地利用計画」や「宝塚市道路網基本構想」などの部門別計画に対しては上位計画として、また「区域区分」や「地域地区」などの個別具体

の都市計画に対してはその指針として位置付けています。

次に、「計画期間」ですが、長期的な展望を踏まえつつ、計画期間は、令和4年から概ね10年とし、上位計画の見直しや社会経済環境の変化等により、必要が生じた場合は、随時見直しを行うとしています。

▼ 宝塚市の現況と課題

次に、「宝塚市の現況と課題」になります。骨子(案)では第2章、議題書では【2-9頁】からになります。

まず、「宝塚市の現況」ですが、「人口減少・少子高齢化の進行」「世帯構成の変化」「豊かな緑と担い手の減少」「住宅都市としての安定した土地利用、利便性の充足」「災害危険性の高い地域の指定」「公共施設の老朽化」「交通環境、農住環境への不満」「利便性や安全・安心への関心」「市民主体のまちづくりが進展」を挙げておりまして、それを踏まえて7つの都市づくりの課題を設定しております。

まず、「人口減少・人口構成の変化への対応」ですが、「人口減少・人口構成の変化は市内一律で生じるのではなく地域によって状況が異なることから、地域・地区ごとの特性・動向に配慮して対処することが必要」であることと、「市域を超えた生活圏が形成されていることから、周辺市の都市機能との役割分担や連携が必要」であることを挙げております。

「住宅都市としての更なる魅力の向上」については、「質の高い住環境を維持するとともに、まちなかで楽しく過ごせる、農ある暮らしが実現できる、文化・芸術を感じる暮らしができるなどといった、多様で魅力的なライフスタイルが実現できるよう、暮らしの魅力を高めていくことが必要」であることと、「安全な都市イメージなど宝塚市の有するポテンシャルを最大限生かし、子育て層に選ばれるよう、子育て環境の充実を図っていくことが必要」であることを挙げております。

「宝塚らしい産業機能の充実」については、「都心居住の増加や感染症拡大防止対策によるテレワークなどの加速により、働き方が多様化していくことが予想」されておりまして、そういった状況の中、「観光、商業などの対人サービス業、ITを活用したスモールオフィス、農業など宝塚の特性に応じた産業機能のあり方を都市づくりの面からも検討することが必要」であることと、「特に観光については、宝塚市の特徴を生かし、多くの人を訪れる都市にしていくことが必要」であることを挙げております。

「豊かな緑の保全、活用」については、六甲山系、長尾山系の美しい山並みからなります「市街地周辺緑地は、その豊かな自然を保全していくことが必要」であることと、「北部地域を豊かな自然や農地など宝塚市の魅力を支える拠点とするとともに、都市農地を「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へ転換し、豊かな緑を保全・活用していくことが必要」であることを挙げております。

「安全・安心な都市づくり」については、山麓部の住宅地、平野部を流れる武庫川などの地形的な特徴を踏まえ、「ハード、ソフトの両面から災害に強い安全・

安心な都市づくりを進めていくことが必要」であることを挙げております。

「公共施設の適切な維持管理と見直し」については、今後、人口減少や公共施設にかかるコストの増大が予測されることを踏まえ、「市民の理解も得つつ公共施設の機能の見直しや再配置の検討が必要」であることを挙げております。

「市民参画、協働の更なる推進」については、「コミュニティの希薄化や高齢化、ライフスタイルの変化などを背景に、自治活動に課題を抱えている地域」があることと、「成熟社会・人口減少社会においては協働の視点が重要であり、市民主体のまちづくりを更に推進していくことが必要」であることを挙げております。

▼ 都市計画の目標

次に、「都市計画の目標」になります。骨子(案)では第3章、議題書では【2-23頁】からになります。

第6次宝塚市総合計画の基本構想では、「スローガン」「まちづくりの視点」「将来都市構造の基本的な考え方」「めざすまちの姿」を定めています。

第6次総合計画につきましては、現在策定中になりますので、時点案になりますが、詳細につきましては、議題書【2-63～76頁】に記載しておりますので、参考としていただけたらと思います。

これらの総合計画の「スローガン」等に加え、宝塚市の地勢や沿革等を踏まえ、「めざす将来都市像」と「めざす都市構造」を定めています。

「めざす将来都市像」につきましては、3つの将来都市像を掲げております。

まず、「居住環境の継承」として、「新たな技術の活用と市民のまちづくりへの参画と連帯により、あたたかいふれあいのある自立した暮らしが持続できる居住環境の継承をめざします。」としております。

「文化芸術の醸成」では、「観光・文化行政を取り巻く社会情勢や価値観の多様化・高度化に今後も対応しながら、来訪者も含めた市民の様々な活動や交流を活性化させ、都市としての魅力の向上をめざします。」としております。

「自然環境との共生」では、「貴重な自然資源のもつ魅力を活かしつつ、快適で災害に強い都市空間づくりをめざします。」としております。

「めざす都市構造」は、「基本的な考え方」として、「駅を中心にしたコンパクトな南部地域と豊かな自然環境を有する北部地域による都市構造の継承」を掲げております。

▼ 土地利用の基本構成

次に、「土地利用の基本構成」ですが、市域を、南部地域の南部市街地と市街地周辺緑地、それと北部地域の大きく3つのエリアに分けております。

「南部市街地」につきましては、「一定の人口密度を維持し、利便性や質の高い緑豊かな住環境を維持するとともに、それぞれの地域の特性に応じた市街地をめざし

ます。」としております。

「市街地周辺緑地」につきましては、「市街地の無秩序な拡大を防止し、ゆとりと
うるおいのある都市景観を形成する重要な緑の空間として保全・活用します。」とし
ております。

「北部地域」につきましては、「宝塚市全体の資源である豊かな緑や水辺、農地な
どを保全・維持しつつ、観光交流等を充実させ、持続的な地域づくりをめざします。」
としております。

次に、「拠点」ですが、「鉄道駅を中心に周辺市街地の生活を支える生活利便機能
を集積させるとともに、拠点の特性に応じた機能の集積を進め、地域特性に応じた
拠点形成をめざします。」としており、その考え方にに基づき、6つの拠点を設定して
います。

まず、「都市拠点」ですが、宝塚駅から宝塚南口駅を位置付けておりまして、「商
業、芸術・文化、交流、観光、産業支援などの多様な機能が集積し、市内外の人が
様々な体験・活動ができる、都市全体の魅力と活力を支える拠点をめざします。」と
してあります。

「地域拠点」としては、宝塚駅、宝塚南口駅、武田尾駅を除く各鉄道駅を位置付
けております。「駅を中心に日常生活を支える機能や多様なライフスタイルを実現す
る機能が集積する拠点をめざします。」としてあります。

「生活拠点」としては、山麓部の主に商業系用途地域のところを想定してあります。
「山麓部の住宅地における身近な拠点として地域の特性に応じた生活利便機能を提
供する拠点をめざします。」としてあります。

「シビック拠点」としては、市役所周辺を位置付けています。「市役所をはじめと
する公共公益機能や医療機能が集積する市民の暮らしをサポートする拠点をめざし
ます。」としてあります。

「北部地域拠点」としては、西谷庁舎周辺を位置付けています。「北部地域の暮ら
しを支える生活利便機能に加え、市民や市外の人が自然や農に触れられる拠点をめ
ざします。」としてあります。

「広域交流拠点」としては、宝塚北サービスエリア、武田尾駅を位置付けていま
す。「自然環境の保全に配慮しつつ、他地域から訪れる人々を迎える北部地域の玄関
口としてふさわしい拠点をめざします。」としてあります。

▼ ネットワーク

次に、「ネットワーク」ですが、「交通ネットワーク」と「水と緑のネットワーク」
の方針を掲げております。

「交通ネットワーク」は、「鉄道で都市拠点や地域拠点を結び、それをバス等の交

通網が補完し、誰もが安全・安心に移動できる交通網をめざします。」としています。

「水と緑のネットワーク」では、「六甲・長尾山地の山並みと武庫川を水と緑のシンボルに、水辺と緑が身近に感じられる、快適でうるおいある都市環境をめざします。」としています。

▼ 都市づくりの方向

次に、「都市づくりの方向」ですが、都市づくりの課題、めざす将来都市像、めざす都市構造を踏まえ、6つの都市づくりの方向性を掲げております。

まず、「多様な世代が暮らしやすい都市づくり」では、「人口減少や少子高齢化に対応した、様々なライフスタイルの人が安心、快適に住み続けられる都市をつくります。」としています。

「住まいとしての魅力が感じられる都市づくり」では、「落ち着いた住環境、質の高い住宅、活動を支える公共施設など、これまで蓄積してきた豊かなストックをうまく活用しつつ、暮らしの楽しみがある、柔軟な働き方ができるなど、これまでにない魅力を付加することで住宅地として積極的に選ばれる都市をつくります。」としています。

「訪れたい魅力ある都市づくり」では、「歴史、芸術、文化や豊かな自然など他にはない魅力を活かし、文化都市としてのシビックプライドを育み、より多くの人々が訪れてみたいと思う観光都市をつくります。」としています。

「緑が豊かで、環境に配慮した都市づくり」では、「豊かな緑や農地などの恵まれた環境を守り、育てるとともに、地球環境に配慮した持続可能な都市をつくります。」としています。

「安全で安心な暮らしが実現できる都市づくり」では、「頻発する災害などの脅威に対して防災・減災の取り組みを進め、安全で安心して暮らせる都市をつくります。」としています。

「多様な主体による協働のまちづくり」では、「住民、地域団体、事業者等様々な主体がともに連携しながらまちづくりが進められる都市をつくります。」としています。

▼ 都市づくりの方針

次に、「都市づくりの方針」になります。骨子(案)では第4章、議題書では【28頁】からになります。

「都市づくりの方針」は、都市づくりの方向に基づき、土地利用、市街地整備、都市施設整備等、都市防災、都市景観形成の都市計画に関する部門別に定めたものになります。

各部門別の方針は、基本的な方針と個別の方針で構成しており、個別の方針は基

本的な方針に基づいて定めております。

まず、「土地利用」ですが、「土地利用の基本構成(南部市街地、市街地周辺緑地、北部地域)との整合性に配慮」「南部市街地では、(市街地の拡大抑制、既存市街地の充実)(住宅地の魅力の継承、住民主体のエリアマネジメントの推進)(商業地、工業地、複合地など地域特性に応じた都市機能の誘導や市街地の形成)(市街地内の緑や水辺、農地などの保全・活用)など」「市街地周辺緑地の保全・活用」「北部地域では、自然環境の保全・活用、観光交流など地域活性化の推進」を基本方針として掲げております。

「市街地整備」については、「市街地の特性(既存市街地、新市街地)との整合性に配慮」「市街化区域の拡大は抑制し、現在の市街地規模を維持」「既存市街地では、生活圏を支える各拠点周辺の整備・充実や、エリアマネジメント等の導入を促進し、持続可能な都市を形成」「新市街地では、民間開発を適切に誘導」を基本方針として掲げております。

「都市施設整備等」については、「既存ストックの維持・更新を基本」「施設ごとの各種マネジメント計画等に基づく、体系的・計画的な整備」「都市基盤施設等の更新・整備等を通じた、地域の市街地環境や魅力の向上」「地域特性や住民意向等を踏まえた対応」「環境や人にやさしいまちづくりに配慮した都市施設整備の推進」を基本方針として掲げております。

「都市防災」については、「地域防災計画に基づく、体系的・計画的な対応」「災害に強い都市構造の形成」「防災・減災に向けての市民と行政との協力体制の構築」を基本方針として掲げております。

「都市景観形成」については、「水と緑のネットワークや市街地周辺緑地の保全・活用による、骨格要素の景観形成」「良好な住宅地景観や歴史・文化の保全・育成による、質の高い市街地の景観形成」「景観を視点に地域のまちづくりに取り組む景観まちづくりの推進」「北部地域の自然・田園景観と調和した集落景観の形成」を基本方針として掲げております。

各部門別の方針につきしては、「都市づくり方針図」として一定の範囲で地図上に示す予定です。

画面にはイメージ図を映しております。

土地利用方針、都市施設・公共施設、地区計画等の地域のルールなどを掲載することを想定しています。

▼ 施策の推進のために

次に、都市計画の目標を実現するため、「協働のまちづくりの推進」と「施策などの充実と効率的な執行」を掲げております。骨子(案)では、「第5章 施策の推進のために」、議題書では【2-40頁】になります。

まず、「協働のまちづくりの推進」ですが、住民、事業者・団体、行政の役割を整理すること、市民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりの推進や、専門家派遣

などの支援を掲げております。

また、地域ごとのまちづくり計画との連携を掲げております。こちらにつきましては、その議題書【2-159頁】でご説明させていただきます。

まず、現行都市計画マスタープランでは7つのブロックの地域別構想というものがございます。これは市民交流の範囲として、阪神淡路大震災時に生まれた市内7つのブロックの範囲を、市民の主体的な参画等を重要視していた当初都市計画マスタープランの地域別構想に採用し、現行計画でもその区分による地域別構想を踏襲しています。お手元の冊子たからづか都市計画マスタープラン2012では、【84頁】から記載しているものになります。

一方で、その一部を第6次宝塚市総合計画として位置付けることとなり、重要性が増している、各地域の目標や方針を定めた地域ごとのまちづくり計画は、20のまちづくり協議会により策定されております。

令和2年の5月には地域ごとのまちづくり計画の見直しが行われましたが、都市計画マスタープランの7ブロックの地域別構想にとらわれず、策定されております。

各ブロックの方針が重複しているなど、当初から課題のあった都市計画マスタープランの7ブロックの地域別構想ですが、先ほど申し上げた第6次宝塚市総合計画や地域ごとのまちづくり計画の状況も踏まえ、7ブロックの地域別構想を取り止め、地域の主体性が期待できる地域ごとのまちづくり計画との連携を検討することとしています。どのように連携していくかという事につきましては、今後お示ししていく予定です。

宝塚市都市計画マスタープラン骨子(案)については以上になります。

▼ 【宝塚市立地適正化計画骨子(案)について】

続きまして、宝塚市立地適正化計画骨子(案)の説明に移らせていただきます。議題書【2-41頁】から【2-60頁】のところになります。

始めに、立地適正化計画策定の「背景・目的」ですが、全国的に人口増加を前提にした都市づくりから人口減少・少子高齢化に対応した都市づくりへの転換が求められる中、都市再生特別措置法の改正により、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方にに基づき、住宅や医療・福祉施設、商業施設等の立地を誘導する立地適正化計画が制度化されたことが背景としてあります。

このような背景を受けまして、宝塚市におきましても、今後人口減少・少子高齢化の進展が予測されていることから、立地適正化計画により、持続可能な都市としていくことを目的としています。

次に、「立地の適正化に定める事項」ですが、主に定める事項として「立地適正化区域の区域」「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針」「居住誘導区域及び居住誘導するための施策」「都市機能誘導区域、誘導施設及び誘導施設を誘導するための施策」が法律で定められています。

用語の定義について、簡単にご説明させていただきます。

まず、「都市機能増進施設」ですが、医療施設、福祉施設、商業施設などの居住者のために必要な施設になります。

「居住誘導区域」は、住宅などの居住を誘導する区域になります。

「都市機能誘導区域」は、医療施設、福祉施設、商業施設などの施設を誘導する区域になります。

「誘導施設」は、医療施設、福祉施設、商業施設などの施設の中から、都市機能誘導区域ごとに設定する誘導する施設になります。

次に、骨子(案)の構成になります。「立地適正化計画の概要」「めざす都市構造」、「立地の適正化に関する基本的な方針」「誘導区域・誘導施策」の全4章で構成しています。

▼ 立地適正化計画の概要

まず、「立地適正化計画の概要」からご説明させていただきます。骨子(案)では第1章、議題書では【2-43頁】からになります。

「位置づけ」ですが、他の計画との関係につきましては、都市計画マスタープランの一部であるため、都市計画マスタープランと体系的には同じようになっております。立地適正化計画は具体的な手段となりますので、関連計画とは上位・下位とった上下の関係ではなく、横並びで連携していくものになります。

また、都市計画マスタープランとの関係におきましては、都市計画マスタープランで掲げております「宝塚市の現況と課題」及び「都市計画の目標」を本計画との共通事項としています。

「対象区域」は、宝塚市全域としています。

「計画期間」は、概ね20年後の都市を展望するものとし、令和4年から10年間としています。

また、計画の進捗状況について、概ね5年を目途に調査・分析及び評価を行うとしており、さらに、上位計画の見直しや社会経済環境の変化等により、必要が生じた場合は、随時見直しを行うとしています。

▼ めざす都市構造

次に、「めざす都市構造」になります。骨子(案)では第2章、議題書では【2-46頁】からになります。

先ほどご説明した都市計画マスタープランの「めざす都市構造」と同じ内容を記載しております。立地適正化計画においては「将来都市構造図」で掲げる南部市街地の都市構造が、この後ご説明します居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定に深く関係するものになります。

▼ 立地の適正化に関する基本的な方針

次に、「立地の適正化に関する基本的な方針」になります。骨子(案)では第3章、議題書では【2-49頁】からになります。

▼ 立地適正化計画の目標

まず、「立地適正化計画の目標」として、「住宅都市として、+αの魅力があり、多様なライフスタイルが実現できる都市」を掲げております。

また、魅力的で多様なライフスタイルとして、宝塚市の特性を踏まえ、4つの暮らしを掲げております。

一つ目が、趣味のつながり、身近な公園でのつながりなどが日常にある「交流・活動のある暮らし」です。

二つ目が、日常の中で文化・芸術に触れ、体感できる「文化・芸術が身近にある暮らし」です。

三つ目が、住まいの近くで働く、短時間だけ働くなど「柔軟に働く暮らし」です。

四つ目が、大阪などへ通勤する暮らしの中で便利に日常生活が送れる「都市的な暮らし」です。

これまで培われてきた郊外住宅都市を活かしつつ、これらの暮らしを+αの魅力とすることを目標としています。

▼ 誘導方針

次に、「誘導方針」ですが、3つ掲げております。

一つ目が、「宝塚市の個性を生かした居住誘導」です。「山麓部の落ち着いた住環境、文化や歴史が感じられる市街地、緑・農空間が点在するうるおいのある市街地などの宝塚の個性を活かした居住誘導を、災害リスクも踏まえた上で図ります。」としています。

二つ目が、「地域特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出」です。「郊外居住の文化や交通利便性、都市機能の集積状況、居住者のニーズなど、地域特性に応じた都市機能を誘導し、多様でかつ魅力的な空間の創出を図ります。」としています。

三つめが、「誰もが移動しやすい環境の形成」です。「市街地内の様々な場所で、多様な活動が実現できるよう、移動を総合的にとらえ、誰もが移動しやすい環境の形成を図ります。」としています。

▼ 誘導区域・誘導施策

次に、「誘導区域・誘導施策」になります。骨子(案)では第4章、議題書では【2-5 1頁】からになります。

▼ 居住誘導

まず、「居住誘導」ですが、「『居住誘導区域』設定の考え方」につきましては、居

住誘導区域の範囲は、これまで培われてきた良好な市街地環境を活かし、これを維持するため、現在の市街化区域を基本とします。そのうえで、「人口密度維持」「緑の保全」「防災」の3つの視点から居住誘導区域に含めることが適切でない区域があるかどうかを検討し、それを踏まえて居住誘導区域の範囲を設定します。

それでは、それぞれの視点に基づく考え方についてご説明させていただきます。
まず、「人口密度維持」の視点になります。

人口推計におきましては、市街地においても人口密度の低下が予測される地域が点在しております。

このような状況ではありますが、利便性と良好な住環境を持ち合わせており、住宅地ブランド、住民のエリアマネジメントなどにより、今後も住宅が更新されていくことが期待されるため、現時点では、居住誘導区域に含めるという考え方としております。

しかし、今後の人口減少の状況には注視しつつ、市街地縁辺部において低人口密度のエリアが一定の広がりを持ち、かつ人口密度の増加が期待できない場合などは改めて居住誘導区域に含めることが適切かどうかを検討することとします。

次に「緑の保全」の視点になります。

本市では、平野部に都市農地である生産緑地地区が点在し、また、市街地縁辺部では、市街地周辺緑地との調和を図るため、地区計画により、住宅の建築を制限している地区があります。

このような緑地につきましては、今後も保全すべきであることから、生産緑地地区及び市街地縁辺部の地区計画で住宅の立地を認めていない区域を、居住誘導区域に含めることが適切でない区域として考えます。

次に、「防災」の視点になります。

本市では、現在、災害ハザードエリアとして、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、洪水浸水想定区域が指定されております。

これらのエリアのうち、建築や宅地開発に制限のある土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域のいわゆる災害レッドゾーンと呼ばれる区域は、居住誘導区域に含めることが適切でない区域として考えます。

一方で、土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域のいわゆる災害イエローゾーンと呼ばれる区域については、今後も都市づくりの基本としている良好な住宅地、中心市街地、市役所周辺地にも広がっていることから、現時点では、居住誘導区域に含めるという考え方としています。

しかし、近年頻発する大規模災害を鑑み、国の動向等にも注視しつつ、災害リスク等も踏まえ、新たな知見等が出た場合は、改めて検討することとします。

災害ハザードエリアの状況につきましては、議題書【2-169～180頁】のところに記載しておりますので、参考としていただけたらと思います。

以上の考え方を踏まえた、居住誘導区域のイメージがこちらになります。

市街化区域を基本とし、居住誘導区域に含めることが適切でない区域を除外する考え方を基に、具体的な区域の指定を進めていきます。

次に、立地適正化計画の目標実現に向けた居住誘導施策ですが、骨子ではその方

向性を掲げております。「エリアマネジメントの支援」「管理が不十分な空き家の発生抑制」「緑の保全活用」「移動環境の改善」「総合的な防災力の向上」を掲げております。具体的な誘導施策につきましては、これらの方向性を基に設定していきます。

▼ 都市機能誘導

次に、「都市機能誘導」になります。

『都市機能誘導区域』設定の考え方につきましては、まず、めざす都市構造で位置付けている拠点のうち、「都市拠点」「地域拠点」「シビック拠点」について、拠点別に都市機能の「誘導方針」及び「誘導施策」を設定し、次に、立地適正化計画の法制度、用途地域の指定状況及び駅からの徒歩圏等を総合的に考慮して都市機能誘導区域、誘導する都市機能を設定することとしております。

誘導する都市機能につきましては、先ほどご説明しました宝塚市の特性を踏まえた4つの暮らしを実現する機能に分類しております。また、それぞれの施設イメージも設定しております。

「交流・活動のある暮らし」を実現する機能については、コミュニティ施設、街路、道路含む広場、公園、スポーツ施設、宿泊施設など交流・活動の場となる施設をイメージしております。

「文化・芸術が身近にある暮らし」を実現する機能については、図書館、劇場、ホール、公民館、ギャラリーなど、文化・芸術を学習・体験できる施設をイメージしております。

「都市的な暮らし」を実現する機能については、大規模商業施設、営業時間が長い食品スーパー、土日診療のある診療所など、職住に対して利便性をもたらす施設をイメージしております。

「柔軟に働く暮らし」を実現する機能については、コワーキング施設、一時保育がある保育所、就労支援施設など、働く場やそれを支援する施設をイメージしております。

具体的な誘導施設については、これらの施設イメージを基に、今後設定していきます。

なお、食品スーパー、診療所、保育所など日常生活を支える機能、またその他の施設におきましても小規模なものにつきましては、住まいの身近にも求められるため、誘導する都市機能としては扱いません。

▼ 誘導方針、誘導施策の方向性、都市機能誘導区域設定の方向性、誘導する都市機能
次に、「誘導方針」「誘導施策の方向性」「都市機能誘導区域設定の方向性」「誘導する都市機能」について、拠点別に順にご説明させていただきます。

まず、宝塚駅～宝塚南口駅を位置付けている「都市拠点」ですが、「誘導方針」として、「本市の中心地かつ広域的拠点として、多様な機能を誘導」としています。

「誘導施策の方向性」として、「多くの市民、来訪者が訪れ、交流・活動が生まれる拠点の形成」「質の高い都市空間の形成」「回遊しやすい歩行者空間の形成」「日常的に文化・芸術に触れられる機会の充実」「利便性の高い暮らしを支える商業・サービスの充実」「柔軟に働くことができる環境の形成」を掲げております。

「都市機能誘導区域設定の方向性」としては、中心市街地を基本として都市機能誘導区域に設定することを考えております。

「誘導する都市機能」としては、「『交流・活動のある暮らし』を実現する機能」「『文化・芸術が身近にある暮らし』を実現する機能」「『都市的な暮らし』を実現する機能」「『柔軟に働く暮らし』を実現する機能」としています。

▼ 地域拠点

次に、地域拠点ですが、3つに分けております。

「地域拠点1」は、逆瀬川駅、中山寺駅から中山観音駅を位置付けております。

「誘導方針」として、「右岸・左岸地域の広域的な拠点として多様な機能を誘導」としています。

「誘導施策の方向性」として、「多様な交流・活動の促進」「日常的に文化・芸術に触れられる機会の充実」「利便性の高い暮らしを支える商業・サービスの充実」「柔軟に働くことができる環境の形成」を掲げております。

「都市機能誘導区域設定の方向性」としては、商業地域、近隣商業地域を基本として都市機能誘導区域内に設定することを考えております。

「誘導する都市機能」としては、都市拠点と同じ4つの機能としております。

「地域拠点2」は、仁川駅、小林駅、清荒神駅、売布神社駅、山本駅を位置付けております。

「誘導方針」としては、「市民の身近な拠点として、交流機能や文化機能を誘導」としています。

「誘導施策の方向性」としては、「多様な交流・活動の促進」、「日常的に文化・芸術に触れられる機会の充実」、「柔軟に働くことができる環境の形成」を掲げております。

「都市機能誘導区域設定の方向性」としては、商業地域、近隣商業地域を基本として都市機能誘導区域内に設定することを考えております。

「誘導する都市機能」としては、「『交流・活動のある暮らし』を実現する機能」「『文化・芸術が身近にある暮らし』を実現する機能」「『柔軟に働く暮らし』を実現する機能」としています。

「地域拠点3」は、雲雀丘花屋敷駅を位置付けております。

「誘導方針」としては、「市民の身近な拠点として、住環境と調和しつつ、交流機能や文化機能を誘導」としています。

「誘導施策」としては、「住環境との調和を踏まえた誘導施策」「多様な交流・活動の促進」「日常的に文化・芸術に触れられる機会の充実」「身近で柔軟に働くことができる環境の形成」を掲げております。

「都市機能誘導区域設定の方向性」及び「誘導する都市機能」につきましては、本地域の落ち着いた住環境の特性を生かすため、その環境を干渉する要因ともなり

うる「都市機能誘導区域」「誘導する都市機能」の設定は行いません。

次に、市役所周辺の「シビック拠点」です。

「誘導方針」としては、「公共公益機能など市民の暮らしをサポートする機能を誘導」としています。

「誘導施策の方向性」としては、「市民の健康増進を促す都市空間の形成」「暮らしを支える公共公益機能の集積」を掲げております。

「都市機能誘導区域設定の方向性」としては、市役所周辺を基本として都市機能誘導区域内に設定することを考えております。

「誘導する都市機能」としては、「『交流・活動のある暮らし』を実現する機能」「『文化・芸術が身近にある暮らし』を実現する機能」としています。

「都市機能誘導」については、以上となりますが、一覧を議題書【2-59頁】にまとめております。

具体的内容につきましては、これらの考え方、方向性を基に、今後設定していきます。

▼ 交通ネットワークの形成

次は、「交通ネットワークの形成」です。

「交通ネットワーク形成の考え方」として、鉄道駅間を結ぶ「拠点間ネットワーク」、鉄道駅と周辺の住宅地を結ぶバスを中心とした「拠点・地域間ネットワーク」を形成するとしております。

また、交通ネットワークの現状につきましては、一定の交通ネットワークが形成されていますが、人口減少や少子高齢化の進行に伴う利用者の減少や運転手不足など、バス事業者を取り巻く社会状況は厳しさを増す一方、高齢者などの外出手段の確保や地域活性化など、公共交通の必要性は増しています。

これを踏まえ、交通ネットワークの方向性につきましては、持続的な交通ネットワーク形成のため、公共交通ネットワークの維持を図り、多様な主体による新たな移動手段の確保をめざすこととしています。

宝塚市立地適正化計画骨子(案)については以上となります。

▼ 【今後のスケジュールについて】

最後に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。議題書【2-187頁】になります。

本日の都市計画審議会の後、11月7日土曜日及び11月12日木曜日に住民説明会を予定しており、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の骨子について説明を行います。

また、今年度の都市計画審議会の予定ですが、1月と3月を予定しておりまして、1月は計画案の基となる素案、3月は素案に対する意見等を踏まえて修正した原案をご説明させていただく予定です。

来年度につきましては、原案を踏まえて計画案の策定を行い、7月頃に再度住民説明会を行う予定です。

その後、9月に都市計画審議会を開催し、10月にパブリックコメントを行いまし

て、2月に、都市計画審議会で答申審議を行う予定です。

以上で、議題第2号「宝塚市都市計画マスタープラン及び宝塚市立地適正化計画の骨子(案)について」の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

市 質疑の前に事務局より当日資料について報告させていただきます。

【2-49頁】、宝塚市立地適正化計画の目標で、魅力的で多様なライフスタイルのイメージ写真を変更していますので、当日資料をお配りしています。

質疑応答
会長

ありがとうございました。

それでは第2号議案について、意見聴取という形で進めさせていただきます。

宝塚市の都市計画マスタープランおよび宝塚市立地適正化計画については、本日の事前資料の最後の【2-181頁】からありますが、この宝塚市都市計画審議会の中で小委員会を構成し、宝塚市都市計画マスタープランの見直し、立地適正化計画の辺りについて小委員会のメンバーで議論を行って、骨子(案)に至ったということです。

そのような形で、宝塚市都市計画審議会のメンバーもこの策定に携わっていることをご理解いただきたいと思います。是非いろいろな方の意見を広く頂ければと思っていますので、ご質問ご意見をお願いします。

委員

宝塚市都市計画マスタープランの中で、産業の誘致や振興の視点があまり出ていないように思います。例えば、宝塚北サービスエリアができた時に、その周辺に産業誘致ができるという考え方を聞いたことがある気がするのですが、その辺りはどうでしょうか。

市

宝塚市都市計画マスタープランにつきましては、山や川があって南部に市街地があり、北部は田園集落があるという宝塚市の地形をどうしていくのか。基本的には、古くから出来上がってきた地形を継承し、その上にまちが出来上がっていく中で道路や鉄道をつくり、元々あるものを使って都市をつくってきました。

その中で産業をどうするかというところですが、【2-21頁】に「宝塚らしい産業機能の充実」という形で記述させていただいています。それからインター周辺につきましては、産業誘致をして工場を持っていくという具体の計画が動いていましたら、次の【2-28頁】以降に「都市づくりの方針」という形で載せる場合があります。ただ、具体化していないものについては、一定の大きい方向性を書くにとどまり、個別に産業をどうしていくかは産業文化の方の産業ビジョン等で計画していただくという、縦割りの計画の体系をとらせていただいています。

会長

その辺りは、市民の皆様も受け止め方として、宝塚市都市計画マスタープランの位置づけ、役割分担にも関わる話だと思えます。これが市民の皆さんに出ていくような形にする時には、分かりやすい説明などを工夫された方が良いかもしれません。また検討してみてください。

他に、受けた印象等も含めて、さらなる内容の充実や再検討などのご意見でも結構ですが、いかがでしょうか。

委員

防災の件と、北部地域、南部地域について伺いたいと思います。

まず、防災の件ですが、先ほどからもレッドゾーンの件が出ていました。市役所の周り、観光プロムナードの周辺に当たる中洲地域はレッドゾーンになると思います。宝塚市の周りは山なのでレッドゾーンになることが多いと思います。中洲地域の開発という話があると思いますが、レッドゾーンに関する水害等の面では何か対策をされるのでしょうか。

市

【2-179頁】に宝塚に関わる災害ハザードエリアの一覧を掲載しています。レッドゾーンにつきましては、現在、災害レッドゾーンということで土砂災害特別警戒区域と急傾斜地崩壊危険区域の指定があり、これは建築の行為制限等がかかっています。表の一番下の項目になりますが、左から2番目と一番右の列については行為制限があります。

次に浸水の関係ですが、中洲の地域も含めて浸水については、右から2番目、3番目、4番目に、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域が挙げられています。これらはどれもレッドではなく、災害イエローゾーンという位置づけであり、現在は行為制限がないので、開発について法的に規制はされていません。

委員

北部地域と南部地域に関してお聞きしたいのですが、宝塚市の人口23万弱のほとんどが南部地域に住んでいます。北部地域の人口減少が加速しているかと思います。市街化調整区域ということで、なかなか他市からも来ることができない状況もありますが、先ほども産業の話が出ていました。北部地域の人口と南部地域の人口、そして北部地域の減少率はどのくらいか、お分かりになれば教えていただきたいです。

市

今回ご提示した計画書には載せていませんが、平成30年に策定しました、たからづか北部地域土地利用計画で人口比率を掲げています。少し古い推移になりますが、平成12年には3,296人いましたが、平成29年には2,554人に急激に減っています。

この様な状況に対し「それでは市街化調整区域をどうするのか」というご質問になるかと思います。この度の宝塚市都市計画マスタープランでも県の区域マスタープランでも市街化調整区域のままとするを掲げています。北部地域は、市街化調整区域の中で一定の弾力的な土地利用ができるよう、たからづか北部地域土地利用計画で、元々住宅があるところを集落区域と位置づけ、一定既存の建物が利活用できるように新たな条例を設けさせていただいています。また、それとは別に、地産地消レストランなどができるように一定許可基準を基準化して表に出していますので、北部の土地利用については、今回の見直しに先立ち、弾力的運用ができるように制度設計しているところです。

委員

分かりました。言いたいことを全部言っていただいて、ありがとうございます。

北部地域も全体的にということではなく、サービスエリア、スマートインター、武田尾の辺りにはJRの駅もありますので、その辺りの市街化調整区域の撤廃を考えてはいかがかと思っ質問させていただきました。

空き家問題については、北部も南部も空き家が増えており、アライグマが住み着いています。空き家対策については今後どうされるのか、空き家を減らす対策は何かあるのでしょうか。

会 長

【2-57頁】の辺りについてのご質問だと思いますが、いかがでしょうか。

市

今回の計画の中では、具体的に空き家施策をどうするかというところまでは言及していませんが、現在、市街地整備課の部局で空き家対策を担当していただいています。そのベースとなるように、宝塚市立地適正化計画で居住誘導区域を決め、居住誘導施策の方向性として、管理が不十分な空き家の発生抑制について施策展開をしていきたいと考えています。空き家が多くなるから市街地をすぐに閉じるという考えではなく、現在の市街地がより暮らしやすくなるように、エリアマネジメント等を支援しながら空き家の対策に繋げていきたいというのが、今回の宝塚市立地適正化計画策定の趣旨でもあります。

委 員

【2-60頁】の交通ネットワークについて、「交通ネットワークの形成の考え方」では「鉄道駅間を結ぶ『拠点間ネットワーク』、鉄道駅と周辺の住宅地を結ぶバスを中心とした『拠点地域間ネットワーク』を形成します」という表現になっていますが、宝塚市行政側の課題という部分はこういうことではなくて、「交通空白区域が宝塚にはあります」というのを兼ねて、行政側は「交通空白区域」という表現を具体的に使っています。ところが、その辺りが一切表現されていません。

また、「交通ネットワークの現状と方向性」の一番下に、バス事業者は大変だという中で「多様な主体による新たな移動手段の確保をめざします」とあり、月見ガ丘、その他で始まっているデマンドバスやいろいろなものを含めて取り組もうとしていると思われませんが、この辺りはしっかりと考え直してほしいところです。

例えば、医療の拠点である市立病院へのアクセスが非常に悪いという意見が市民から出ています。市立病院内のロータリーに入れるバスの大きさには規制がありますし、阪神バスは下の国道を通っているだけで上には上がりません。そういうことも含めて、宝塚駅周辺、逆瀬川駅周辺のアクセスだけで、その他の駅からの市立病院へのアクセスはほとんどできないという不満があります。命に係わる問題なのに、市立病院に関係するネットワークが描かれていないのは問題です。

そのように「交通空白区域」と言われる鉄道駅もバス路線もない区域が宝塚市にはたくさんあるわけで、これは山手だけの問題ではありません。山手は頑張って仁川と売布の2路線を設け、月見山等々も動いていますが、平地の部分でも公共交通がない空白区域が安倉地域等も含めてあるわけですから、そういうところをどうするかという視点が全く欠けていると思います。

もう一つ、宝塚市都市計画マスタープランの中に表現できるのかどうか分からないので、参考として伺います。まちづくり協議会の様々なまちづくり計画との整合性が出てきているので、敢えてご質問したい点があります。

先日ある会議で質疑があり、すみれガ丘小学校区を含めた御殿山の上の方は公共施設が全くないという意見がありました。病院はこだま病院ができ、特養もできていますが、中国自動車道の北側は、大きなマンション群に人口1万人を抱えながら、県立北高校と小学校以外に全く市の関係する公共施設がありません。このような公共施設の配置計画は、この宝塚市都市計画マスタープランの範囲内なのか範囲外な

のか、どこで議論したらよいかを教えてください。

会 長

大きく 2 点挙げられたと思います。交通ネットワーク等の考え方を宝塚市都市計画マスタープラン等で示していますが、その考え方についてというご意見と、2 点目として、公共施設の整備あるいは配置も含めた部分は、宝塚市都市計画マスタープランの中で描き得るのか、あるいはどういう扱いをすべきかというご質問だと思います。

市

現在ある公共交通の空白地帯については、立地適正化計画の中で取り上げるのか、宝塚市都市計画マスタープランの個別のところでも議論して書き振りを考えるのか、事務局の方で預らせていただいて道路部局と検討したいと思います。

バスの交通網については、立地適正化計画の関連計画として公共交通網形成計画をこの後に作っていただく予定です。そこにしか書いていないということでは足りないのではないかとということも含めて、立地適正化計画と次に作る公共交通網形成計画の書き方、表現も今回のご意見を受けて検討したいと思います。

また、すみれが丘辺りの公共施設も含めて市全体の公共施設配置については、【2-33 頁、2-34 頁】に、宝塚市都市計画マスタープランで都市施設の整備等の方針を掲げています。またクリーンセンターの配置や火葬場の配置など都市施設に関わる場所は宝塚市都市計画マスタープランの所掌の範囲になります。今言われたコミュニティ形成も含めた公共施設になりますと、公共施設マネジメントの所管になるかと思っております。

会 長

最後の説明については、【2-44 頁】にマスタープランの位置づけの表がありますが、左側の「市の計画」の中にある宝塚市地域公共交通網形成計画や宝塚市公共施設等総合管理計画などは宝塚市都市計画マスタープランの策定に関連する計画ですから、当然、整合性をとっていかなければなりません。ですから、今後本体の作成の中で、こういう検討された部分をどう反映していくかということになると思います。

それから、交通ネットワーク網の話は、宝塚市都市計画マスタープランでどこまでのレベルの考え方を指し示していくかという問題があるかと思いますが、これもまた実際の中身を作り上げる時に、現状の課題や宝塚市都市計画マスタープランの考え方からどうブレイクダウンして交通網の整備計画に落としつけていけるか等、その辺りの見通しを立てながら、ご意見を反映した形で検討を深めていく必要があると思います。

委 員

こちらとしては、公共交通網の計画がどうなるか分からないので先走って言っていますが、これからの高齢社会は公共交通網をしっかりと作らなければ無理だと分かっていますし、宝塚のまちの形からすると、宝塚の終点の駅に向かって鉄道網が今津線と宝塚線があり、それには 13 も駅があるのに、そこから離れたエリアで全く駅のないまちづくり協議会がいくつもあります。それがまちの現状です。それを繋ぐ、しっかりとした交通ネットワークを作るのがまちづくりの原則なので、そういう意味で意見を述べさせていただきました。

また、公共施設マネジメントで議論するという話については、市民の皆さんは分かりづらいかも知れませんが、公共施設マネジメントは公共施設を減らす議論です。今よりも公共施設を 6~7%減らそうというのが公共施設の総合管理計画になってい

るので、今から新たな公共施設をつくろうという議論は馴染みません。何かを無くしたら何かをつくるという議論はできると思いますが、完全に総合計画管理側でやるということではなく、都市計画として地域ごとのまちづくり計画と協力してやっていく、立地適正化を敢えて新設するとなったのであれば、そちらの方でもしっかりと考えてほしいという意味で意見として言っておきます。よろしくをお願いします。

会 長

時間が参りましたが、意見聴取としては以上でよろしいでしょうか。
それでは、議題第2号についての質疑はこれで終了したいと思います。
本日の審議はこれで終了いたしますが、事務局から連絡があればお願いします。

市

本日はご審議いただきまして、ありがとうございました。
それでは、事務局より事務連絡をさせていただきます。次回令和2年度第3回都市計画審議会につきまして、毎年12月上旬に予定しております阪神間都市計画生産緑地地区の変更を予定しています。12月1週目辺りの開催を目途とさせていただきます。こちらはお聞きになります。ご出席のほど、よろしくお願いいたします。こちらは諮問になります。
事務局からの事務連絡は以上です。

会 長

それでは、長時間ありがとうございました。これで本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

－以 上－